

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（710））
2. 日時：平成30年2月26日 16時45分～19時52分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、津金管理官補佐、角谷安全審査官、大塚安全審査官、
高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性について、「東海第二発電所 重大事故等対処設備」のうち「43条 重大事故等対処設備の補足説明資料」及び「57条 電源設備」並びに「9条 溢水による損傷の防止等」について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【43条 重大事故等対処設備の補足説明資料について】

- 共通要因の特性を踏まえた対応については、特性と対策の関係が明らかとなるよう記載を見直すこと。

【57条 電源設備について】

- 125V系蓄電池 HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池については、設置許可基準への適合性を整理して説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第57条】
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 溢水による損傷の防止等